

平成30年度 地域密着型サービス事業所整備法人公募に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	運営法人が施設を自ら整備し、地域密着型サービス等整備事業に係る分の補助金を受ける場合、設計を行った建築設計事務所もしくは建設会社は、施工の入札参加は可能でしょうか？	設計を行った建築事務所又は建築会社は、施工の入札に参加することはできません。
2	地域密着型サービス等整備事業に係る分の補助金を受ける場合、入札に参加できる業者の要件としては、佐倉市一般(指名)競争入札参加業者資格者の登録を受けている業者に限られるのでしょうか？	「千葉県介護施設等整備事業交付金」地域密着型サービス等整備事業に係る分の補助金を受ける場合、事業所の整備に係る入札に参加できる業者は、佐倉市一般(指名)競争入札参加業者資格者の登録を受けている業者に限られます。
3	上記No.2の条件となった場合、「佐倉市建設工事等格付基準(ランク区分)」と「佐倉市制限付き一般競争入札資格要件設定基準(設計金額区分)」について条件に合致する業者である必要がありますか？【例：設計金額1億円の工事であれば市内、準市内、県内のA・Bランク業者】	入札に参加する業者は、「佐倉市制限付き一般競争入札資格要件設定基準」及び「佐倉市建設工事等格付基準」の条件に合致している必要があります。
4	地域密着型サービス等整備事業に係る分の補助金を受ける場合にあつては、平成31年3月下旬予定の運営法人選定後に、計画施設の実施設計・開発許可・その他行政許可申請・建築確認申請・消防同意を行い、全て完了次第、入札の手続きに入るといった流れでしょうか？	ご質問の内容のとおり手続きを実施いただくことになります。
5	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る分の補助金については、運営法人が施設を自ら整備しない場合であっても交付可能な補助金でしょうか？	「千葉県介護施設等整備事業交付金」介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る分の補助金は、運営法人が施設を自ら整備しない場合であっても交付可能です。
6	面接審査時の応募者出席者3名は、運営法人からのみ3人と考えて宜しいでしょうか？	面接審査時は、設計者等の出席も可能です。ヒアリング項目をご確認いただき、出席者を決定してください。
7	埋蔵文化財の有無については、教育委員会事務局・文化課の文書による確認⇒「事業予定地が包蔵地でないことを確認する書類」を受領する必要がありますか？	埋蔵文化財の有無については、文化課に文書による確認を行い、事業予定地が包蔵地でないことを確認する書類を受領後、その写しを提出してください(要原本証明)。
8	今回は借地で検討をしており、計画予定地に抵当権がついております。公募申し込み時に、抵当権者(銀行)から「今回の佐倉市の公募を当選した場合には、計画予定地の抵当権を抹消する」という内容の融資条件書を佐倉市様へ提出するという事で宜しいでしょうか。	ご質問の内容のとおり、選定された場合には抵当権が抹消される見込みであることが確認できる書類の写しを提出してください(要原本証明)。
9	「佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募審査基準(認知症共同生活介護)の「(5)用地の抵当権設定等の有無」に「また、今後において、借入等により福祉医療機構(協調融資含む)以外の抵当権が設定される見込みがないこと」とありますが、今回、地権者であるオーナー様に建物を建てて頂くため、福祉医療機構ではなく、金融機関から借りたいと考えております。今回の事業のための抵当権であれば設定する事は可能でしょうか。またこの場合、抵当権と根抵当権のどちらも設定可能でしょうか。	応募を予定している事業を開始するために必要であり、当該事業継続の妨げにならないものであれば設定可能です。ただし、根抵当権の設定はできません。
10	「4.開設の条件等」の「(3)地元説明について」は隣接地の地権者と地元及び近隣の自治会(町内会)の自治会長(町内会長)へ1件1件訪問し説明しても宜しいでしょうか。	隣接地権者及び自治会に対しては、戸別訪問により説明を行うことも可能です。ただし、自治会等の求めがあった場合は説明会を開催する等、地域住民の理解を得られるよう対応してください。